

未公開株への投資制度とその現状－1

(2016年5月時点)

	株主コミュニティ	株式投資型クラウドファンディング	ファンド投資型クラウドファンディング
根拠法及び対応ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・自主規制ルール(日本証券業協会「株主コミュニティに関する規則」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第29条の2第1項6号(第一種少額電子募集取扱業) ・自主規制ルール(日本証券業協会「株主コミュニティに関する規則」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第29条の2第1項6号(第二種少額電子募集取扱業) ・自主規制ルール(日本証券業協会「株主コミュニティに関する規則」)
取扱業者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社で日本証券業協会会員であること <p>※証券会社としての業規制にかかる(内容省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第29条の4の2(第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例) ✓ 最低資本金1000万円 ✓ 自己資本比率規制の対象外 ✓ 投資者保護基金への加入義務を課さない ✓ 主要株主に対する規制はない ✓ 兼業に対する規制はない(当局の承認不必要) ✓ 引受業務に対する規制(責任者、業務規定)なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第29条の4の3(第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例) ✓ 最低資本金500万円
制度開始	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的には、2015年6月より 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
取扱可能株式・ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ・未公開株式(対象会社の合意の基に、証券会社が取扱審査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・未公開株式(業者が審査したものの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・未公開株式に投資若しくは事業に投資するファンド(業者が審査したもの)



未公開株への投資制度とその現状－2

(2016年5月時点)

	株主コミュニティ	株式投資型クラウドファンディング	ファンド投資型クラウドファンディング
投資制限	・売買は、当該銘柄の株主コミュニティ参加で可能	・1銘柄50万円まで	・1ファンド50万円まで
調達制限	・なし	・1億円未満	・1億円未満
勧誘制限	・証券会社は、株主コミュニティ参加への勧誘は出来ない。 ・但し、コミュニティ参加者に対しては、投資勧誘は可能	・Web上やメールでの勧誘は可能 ・電話や訪問での勧誘は不可	・Web上やメールでの勧誘は可能 ・電話や訪問での勧誘は不可
情報開示	基本は自主的 (現状は、有価証券報告書提出会社が多い)	継続的な情報開示は求められる (業者が依頼)	継続的な情報開示は求められる (業者が依頼)
現在までの実績	・2証券会社が地元有力企業の株主コミュニティを組成 ・対象会社は。11社(YKK、北陸電鉄、北日本放送など) ・売買代金は、昨年9月～本年4月までで約7億円	・取扱業者なし	※電子募集での登録業者数は15業者(少額電子募集に限らず) ※以下、電子募集実績(昨年6月～12月まで) ・募集予定ファンド 91本 ・募集予定金額 579百万円 ・募集実績ファンド 20本 ・募集実績金額 112百万円